

石巻市側溝清掃助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、清潔で快適な地域環境の保全を図るため、町内会等が実施する側溝の清掃に対し、予算の範囲内において石巻市側溝清掃助成金（以下「清掃助成金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会等 町内会若しくは行政区又はこれらの組織単位である班若しくは組をいう。
- (2) 側溝清掃 町内会等が清掃業者に委託して行う側溝清掃で強力吸引車、高圧洗浄車等の機械を使用して行う方法によるものをいう。
- (3) 土のう袋支給分相当額 側溝清掃を実施した町内会等の参加戸数（以下「戸数」という。）に市が当該側溝清掃の実施された年度（以下「実施年度」という。）において単価契約を行った土のう袋の購入単価を乗じて得た額（10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。次号において同じ。）をいう。
- (4) 収集運搬処分料相当額 戸数に2を乗じて得た数に市が実施年度に単価契約を行った側溝の堆積土砂の収集運搬及び処分に係る委託料の単価を乗じて得た額をいう。

(助成金の額)

第3条 清掃助成金の額は、土のう袋支給分相当額と収集運搬処分料相当額を合算した額とする。

(交付の申請)

第4条 側溝清掃を実施した町内会等の代表者（以下「申請者」という。）は、清掃助成金の交付を受けようとするときは、側溝清掃助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 清掃実施箇所（区域）の略図
- (2) 側溝清掃に要した経費の支払領収書及び明細書の写し

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の申請書があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、清掃助成金の額を決定し、側溝清掃助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に対して通知するものとする。

(交付の方法)

第6条 市長は、前条の規定による助成金の額の確定後に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還等)

第7条 市長は、提出された申請書その他書類の内容に虚偽の記載があったと認めたときは、当該申請に係る清掃助成金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、清掃助成金が既に交付されているときは、当該清掃助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

側溝清掃助成金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

石巻市長（あて）

実施団体名
代表者氏名
住 所
電 話

所属町内会
長又は行政
区長名

下記のとおり側溝清掃を実施したので、石巻市側溝清掃助成金交付要綱第4条の規定により助成されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

実 績 報 告 書						
実 績	実施年月日	年 月 日	委託業者名			
	参加戸数	戸	実施 延長	m	支払委託料 円	
銀行口座振込	振込銀行名	支・本店		預金種別	普通・当座	
	ふりがな 口座名義人			口座番号		

2 添付書類

- (1) 清掃実施箇所（区域）の略図
- (2) 側溝清掃に要した経費の支払領収書及び明細書の写し

様式第2号（第5条関係）


側溝清掃助成金交付決定通知書

年 月 日

住 所

実施団体名

代表者氏名 様

石巻市長 

年 月 日付で申請のあった石巻市側溝清掃助成金については、下記のとおり交付決定金額を決定したので、石巻市側溝清掃助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

交付決定金額 金 円

確定助成金計算書		
助 成 額	土のう袋支給分相当額	戸数 × 土のう袋単価 = 円 (A)
	収集運搬処分料相当額	(戸数 × 2) × 土のう袋1袋当たり処理単価 = 円 (B)
	合計金額 (A) + (B)	円